

一般社団法人日本未病学会未病専門指導師認定制度規則

第1章 総則

第1条 (目的)

未病専門指導師認定制度は国民の健康と福祉に貢献するために、「未病」を各医療専門分野からの確にとらえ、生活習慣病等の発症の抑制と健康長寿に関わる養生法の普及向上に寄与し、未病における診断、保健指導、治療等に対応できる幅広い専門的知識と技量を備えた優れた人材を養成することを目的とする。

第2条 (未病専門指導師の認定)

一般社団法人日本未病学会（以下本学会）は、この目的を達成するために、未病専門指導師を認定する。

第3条 (医療専門職能別認定委員会)

本制度の維持と運営のために教育委員会を設置し、教育委員会のもとに未病専門指導師の審議および認定のための諸制度を定め、教科書の編纂や改訂等を実施する。各医療専門職能ごとに以下の小委員会を設置する。該当する職能部門がない場合は直接教育委員会が小委員会業務を代行する。

1. 資格認定委員会
2. カリキュラム委員会

第2章 資格認定委員会

第4条 (資格認定委員会の業務)

資格認定委員会を各職能別に設けて未病専門指導師の審議および認定を行い、教育委員会に上申する。

教育委員会はその結果を承認後に理事会に報告する。

第5条 (資格認定委員の選任)

本学会理事会は資格認定委員長ならびに資格認定委員を各職能ごとに10人以内を選任し、教育委員会、社員総会の承認をもって決定する。

第6条 (資格認定委員会の審議方法)

資格認定委員長は資格認定委員会を統括し、本制度の円滑な運営を図る。委員長は年1回の定時、あるいは必要に応じて臨時の資格認定委員会を招集する。ただし、委員数の3分の1以上の委員から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長はただちに臨時資格認定委員会を招集しなければならない。

第7条 (委員会の開催)

資格認定委員会は委員数の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することはできない。

第8条 (委員会の議事)

資格認定委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。本議決は教育委員会の承認後、理事会に答申される。

第9条 (会員への通告)

資格認定委員会、教育委員会および理事会によって決定された事項は、社員総会で報告され、本学会機関誌によって会員に通告する。

第10条 (委員会の議事録)

各資格認定委員会の議事については、議事録を作成し保管しなければならない。

第11条 (任期)

資格認定委員の任期は委員長を含め3年と定める。ただし再任を妨げない。

第3章 カリキュラム委員会

第12条 (カリキュラム委員会)

本制度を円滑に遂行するため、各職能部門内に設置されたカリキュラム委員会は、カリキュラム委員会の細則を定め、これを教育委員会に上申する。

カリキュラム委員会は初期のカリキュラム設定ができた段階で、その役割を再検討する。

第4章 未病専門指導師の資格認定

第13条 (申請時の要件)

未病専門指導師の認定は、申請時の要件を含め次の各項をすべて満たすことを要する。

1. 日本国の臨床検査技師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、管理栄養士等の国家資格を有するか、資格認定委員会で同等の学術的知識と経験があると認められたもので、医療人としての人格および見識を備えていること。
2. 5年以上の職域での職域領域に関する実務あるいは学術経験を有すること。
3. 申請時において継続して3年以上本学会の正会員であること。
4. 細則に基づく本学会認定の研修カリキュラムにおいて取得した証明書類があること。
5. 第7章第24条にある、業績および業績目録の提出。
なお、本学会における業績がない場合はこれと同

等の論文ないし学術報告を有し経験した未病活動に関する実践レポート(2,000字)を資格認定委員会に提出し、認められたもの。

同等の論文とは日本医学会総会、分科会として認められた学会、または関連の国内外の学会で発表されたもの、レフェリーつきの相当する学術雑誌に掲載されたものとする。

第14条 (申請書の出願)

未病専門指導師の認定を希望するものは、次の各項に定める申請書類を本学会事務局に提出する。

1. 未病専門指導師申請書
2. 履歴書
3. 国家資格を証明する免許証(写し)、あるいは教育、研究、実務等の医療、医学関連施設での業務の実績を証明できる書類
4. 研修カリキュラム修了証(本学会総会、地方会または部会研修会出席の証拠となるもの)等
5. 業績目録(研究論文等添付)
6. 証明写真(3 cm ×4 cm) ...1枚

第15条 (申請者の資格認定)

1. 資格認定委員会は申請書類によって認定資格について審査を行う。
2. 過渡的期間以後の認定については、本学会が施行する認定のための研修カリキュラムに参加し資格を取得した後、審査に合格すること。

第16条 (認定証の交付)

本学会理事長は、理事会で承認された未病専門指導師の資格認定者に対して、未病専門指導師証を交付する。

第17条 (認定証の更新)

未病専門指導師の認定は5年ごとに更新しなければならない。更新時の所定の手続きに関しては細則に定める。

第18条 (認定および更新料)

認定および更新の申請時には所定の審査料、登録料を支払うものとする。

第19条 (申請期日)

未病専門指導師の申請書類の締め切り日は、毎年度学術総会第1日目の一か月前とする。

第5章 未病専門指導師の資格の喪失

第20条 (認定資格の喪失)

未病専門指導師は次のいずれかに該当する場合に

はその資格を失う。

1. 正当な理由を付して未病専門指導師の資格を辞退したとき。
2. 本学会を退会したとき。または学会費の滞納が著しいとき。
3. 申請書類に虚偽または不正が認められたとき。
4. 更新時期を過ぎても正当な理由がなくその手続きに応じないとき。
5. 刑罰等、社会的な制裁を受けたとき。

第21条 (認定資格の取り消し)

本学会理事長は、前項に関わらず、未病専門指導師として相応しくない行為を認めたものに対して資格認定委員会および理事会の議決により認定資格を取り消すことができる。

第6章 規則の改廃

第22条 (規則の改廃)

本規則の改廃は資格認定委員会、教育委員会および理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。

第7章 補則

第23条 (施行日)

1. 本規則は2008年11月3日より仮施行する。
2. 本規則は2009年6月23日より改正仮施行する。
3. 本規則は2009年10月31日より改正施行する。
4. 本規則は2010年11月13日より改正施行する。
5. 本規則は2011年11月19日より改正施行する。
6. 本規則は2012年10月27日より改正施行する。
7. 本規則は2013年11月9日より改正施行する。
8. 本規則は2014年11月1日より改正施行する。
9. 本規則は2015年10月11日より改正施行する。
10. 本規則は2016年11月5日より改正施行する。
11. 本規則は2017年11月4日より改正施行する。
12. 本規則は2018年10月27日より改正施行する。

第24条 (附則 第13条の特例措置)

本学会専門指導師の認定に関し本学会理事長が特別に推挙した会員は本学会理事会に申請し特例審査を受けることとする。